

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次 条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例

( 税 務 課 )

ページ  
二

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県税条例の一部を改正する条例（条例第二五号）
- 一 不動産取得税について、地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限を平成二十三年六月三〇日まで延長することとした。（附則第七条及び附則第七条の四関係）
- 二 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

号 外 ( 一 ) 平 成 二 十 三 年 三 月 三 十 一 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行 ( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 二 十 三 年 三 月 三 十 一 日

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項、第二項、第四項から第九項までの規定、第十一項、第十三項から第十八項までの規定及び第二十三項並びに第七条の四第一項、第四項及び第七項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日発行

発行者  
發行所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター